

## 今後の高齢期雇用制度に関する論点整理

論 点	当 局	都 労 連
<p>検討に当たっての基本的考え方</p> <p>&lt; 主な論点 &gt; 雇用と年金の接続を踏まえた今後の再任用制度のあり方</p>	<p>国の制度改正の内容を踏まえつつ、再任用制度の活用により雇用と年金の接続を図る必要</p> <p>知識・技術、ノウハウの継承が引き続き課題である中、今後の再任用職員には、これまで培ってきた経験や能力を如何なく発揮し、現役同様の本格的な職務に従事することに加え、知識・技術等の継承や人材育成の場面において一層活躍していくことが求められる状況</p> <p>こうした状況を踏まえ、今後の高齢期雇用制度については、ベテラン職員が知識・技術、ノウハウを一層活用し、65歳まで現役同様に活躍できる環境整備を図る観点から検討</p>	<p>年金支給開始年齢の段階的引上げに伴う雇用と年金の接続の方法については、定年延長の実現を基本とするべき</p> <p>再任用制度の活用により接続を図る場合は、使用者の責務として希望者全員の雇用を保証することが不可欠</p> <p>経験豊かな職員の知識や技術を活かし、その継承を図ることが、都のあらゆる職場において喫緊の課題であることは認識</p> <p>希望者全員の雇用はもとより、給与をはじめとした勤務条件の充実、職場実態を踏まえた多様な働き方の確保を基本に、早急に制度設計の検討を進めるべき</p> <p>検討に当たっては、都の高齢期雇用制度が労使の協議と合意の下に確立し、定着してきたこれまでの経緯を踏まえるべき</p>
<p>勤務形態</p> <p>&lt; 主な論点 &gt; フルタイム勤務を基本とする際の短時間勤務の取扱い</p>	<p>雇用と年金の接続に対応しつつ、ベテラン職員が、持てる知識や能力を活かし、現役同様に活躍できる環境を整備する観点から、フルタイム勤務を基本とすることが必要</p> <p>本年の人事委員会勧告意見においても、フルタイム勤務を基本とした検討の必要性について言及</p> <p>多様な働き方の確保の観点から、短時間勤務の意義については認識。ただし、そのあり方については、勧告意見や主任級職の重要性を踏まえ、2級職の短時間勤務の取扱いを含め今後検討</p>	<p>幅広く業務を担う都の実情、本人のライフスタイルや身体的条件等の事情を踏まえると、本年の人事委員会勧告意見でも触れられたように、多様な働き方を確保することが必要。フルタイム勤務を基本としつつも、短時間勤務もあわせて選択可能な制度とするべき</p> <p>ベテラン職員の知識・経験を活かしその継承を図るのであれば、たとえ短時間勤務であっても、その力を存分に発揮できる職場環境や勤務条件を整えることこそが、使用者たる当局に課せられた責務と認識</p>
<p>任用方法</p> <p>&lt; 主な論点 &gt; 無年金期間中の再任用の義務付けの取扱い</p>	<p>現時点の制度改正の方向性として国が提示した「地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）」によると、無年金期間中の再任用が原則義務付けされる一方で、一定の事由に該当する場合は義務付けの対象から除外</p> <p>採用義務付けの例外については、国の制度改正の内容を踏まえ、今後その内容を検討</p>	<p>「雇用の義務付けの例外」をことさらに強調することなく、雇用と年金の接続の趣旨を十分に踏まえ、希望者全員の雇用を保証することが使用者としての責務</p>
<p>任用管理</p> <p>&lt; 主な論点 &gt; 退職時と同一職級での再任用を基本とすることの可否 加齢に伴いその業務の遂行に支障を来たすおそれがある職務への対応</p>	<p>任用する職級については、組織上の必要性のほか、職員の能力・適性や従前の勤務実績等を考慮し、任命権者が決定</p> <p>とりわけポスト管理を行っている監督職への再任用については、需給バランスや将来推計などを踏まえ、計画的に任用するなど、組織の新陳代謝及び現役職員のモチベーションの確保の観点から考慮した対応が必要</p> <p>その他の職級についても、退職時の職級で再任用するか否かについて、職級構成等も考慮しつつ慎重に検討</p> <p>加齢に伴い職務遂行に支障を来たすおそれがある職務について、職務の内容や職場の実態を踏まえ、対応を検討</p>	<p>監督職への再任用については、ポストや定数との関係を踏まえた検討が必要であることは認識</p> <p>ただし、無年金期間の生活を支えるに足る給与水準を確保する観点や、即戦力として、職員が培ってきた知識・経験を最大限に活用するという再任用制度の趣旨を踏まえると、退職時と同一の職務・職責・職級を継続することを基本とすべきと考えるが、本人の希望を尊重するべき</p> <p>60歳超の職員の勤務が困難な職種・職場等については、業務や配置について必要な条件整備を図るべき</p>
<p>給与</p> <p>&lt; 主な論点 &gt; 再任用職員の役割等に応じた給与水準のあり方</p>	<p>再任用職員の給与は人事委員会勧告事項であり、国・他団体等の状況や、今後の再任用職員が担う役割や任用形態等を踏まえつつ、生計費の観点についても、その中で適切に反映されるべきもの</p>	<p>再任用職員の給与水準は、無年金期間における生計費の確保を前提に、現行を上回る水準に設定することが必要</p>